

佐賀県地域医療構想調整会議北部構想区域分科会運営要綱

平成 27 年 9 月 14 日制定、平成 29 年 10 月 3 日改正、平成 30 年 6 月 19 日改正、  
平成 31 年(2019 年)2 月 1 日改正、令和 3 年(2021 年)6 月 24 日改正  
令和 3 年(2021 年)7 月 26 日最終改正

( 目的 )

第 1 条 この要綱は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 14 の規定及び佐賀県地域医療構想調整会議決定（平成 27 年 7 月 29 日）に基づき設置する分科会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

( 協議事項 )

第 2 条 分科会は、構想区域における医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行う。

( 構成 )

第 3 条 分科会は、別紙に掲げる者（以下「構成員」という。）で構成する。  
2 分科会に座長及び副座長を置く。  
3 座長は、構成員の互選により定め、副座長は座長が指名する。  
4 座長は、分科会を代表し、会務を総理する。  
5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を行う。  
6 この他、分科会の構成に関して必要な事項は、座長が別に定める。

( 運営 )

第 4 条 分科会は、座長が招集する。  
2 会議は原則公開とし、患者情報や医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には、非公開とする。

( 事務局 )

第 5 条 分科会の庶務は、唐津保健福祉事務所において処理する。

( 補則 )

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って別に定める。

- 附則 この要綱は、平成 27 年 9 月 14 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 29 年 10 月 3 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 30 年 6 月 19 日から施行する。
- 附則 この要綱は、平成 31 年(2019 年)2 月 1 日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和 3 年(2021 年)6 月 24 日から施行する。
- 附則 この要綱は、令和 3 年(2021 年)7 月 26 日から施行する。

(別紙)

	所属・職	人数
1	唐津東松浦医師会 会長	1人
2	唐津東松浦歯科医師会 会長	1人
3	唐津東松浦薬剤師会 会長	1人
4	佐賀県看護協会 推薦	1人
5	佐賀県病院協会 推薦	2人
6	佐賀県有床診療所協議会 推薦	2人
7	唐津東松浦医師会 副会長	1人
8	医療保険者 (佐賀県保険者協議会推薦)	1人
9	唐津赤十字病院 院長	1人
10	唐津市民病院きたはた 院長	1人
11	済生会唐津病院 院長	1人
12	老人保健施設 (佐賀県介護老人保健施設協会推薦)	1人
13	唐津市地域包括支援課長	1人
14	唐津市保健医療課長	1人
15	玄海町健康福祉課長	1人
16	県 (唐津保健福祉事務所 保健監)	1人

佐賀県地域医療構想調整会議北部構想区域分科会 構成員

	名前	所属・職
1	渡邊 尚	唐津東松浦医師会 会長
2	田邊 隆	唐津東松浦歯科医師会 会長
3	酒井 清二	唐津東松浦薬剤師会 会長
4	岩崎 理佳	佐賀県看護協会
5	宇都宮 至	佐賀県病院協会 理事
6	井上 洋一郎	佐賀県病院協会 会員
7	岩本 剛人	佐賀県有床診療所協議会 理事
8	本城 史郎	佐賀県有床診療所協議会 理事
9	岸川 敏介	唐津東松浦医師会 副会長
10	吉田 一成	医療保険者（佐賀県後期高齢者医療広域連合）
11	志田原 哲	唐津赤十字病院 院長
12	大野 每子	唐津市民病院きたはた 院長
13	園田 孝志	済生会唐津病院 院長
14	本山 政廣	佐賀県介護老人保健施設協会（医療法人松籟会）
15	藤田 千穂	唐津市保健福祉部副部長兼地域包括支援課長
16	中村 勝	唐津市保健福祉部副部長兼保健医療課長
17	中山 ふみ	玄海町健康福祉課長
18	大林 航	県（唐津保健福祉事務所 保健監）